

平成27年2月

**平成26年度
高等専修学校の就学支援金・学校評価等
に関するアンケート調査
報告書**

全国高等専修学校協会

制度改善研究委員会

目 次

平成26年度

「高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査」

報告書

まえがき	1
------	---

第1章 集計結果まとめ

I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒	
1. 就学支援金支給状況及び関連項目	3
2. 不登校生徒数、高校中退・既卒生徒数	7
3. 発達障がいのある生徒数	8
II. 学校における保険制度について	
1. 日本スポーツ振興センター災害傷害給付への加入について	9
III. 自己評価	
1. 実施状況及び評価項目ならびに重点項目	11
2. 自己評価の結果及び成果	14
3. 実施していない理由	15
IV. 学校関係者評価	15
V. 第三者評価	17
VI. 教育活動情報の公開	18

第2章 総括

まとめ	20
-----	----

<参考資料>

○大阪府、愛知県、東京都における高等専修学校の授業料軽減制度及び 高等専修学校生徒数の推移	24
○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について	31
○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果	32
○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について	32
○調査票	33
○平成26年度高等専修学校への都道府県の助成状況	39
○全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会名簿	40

まえがき

全国高等専修学校協会
制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

専修学校を取り巻く環境が大きなうねりとなりつつある中で、高等専修学校の社会的認知の向上は必要不可欠な課題となっている一方で、財政支援の獲得のための基礎データとなるべき調査を平成24年度から実施し、3年目を迎えます。

「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」及び「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケートを調査」を継続すると共に、本年度は新たに「学校における保険制度に関するアンケート調査」を開始しました。保険制度に関しては、平成11年に愛知県における体育祭時の突然死という不幸な出来事に対して、高等専修学校としての保険制度が確立されておらず、今日に至っている経過を踏まえ、制度確立に向けた取り組みを模索し、関係諸機関との調整、協議を進めるための基礎的な資料としていきたいと考えております。

本調査に関しては、文部科学省をはじめ地方自治体に対しての説明を行うための、貴重な基礎データとして活用されており、平成25年度は、授業料減免に関する地方交付税交付金の拡充を認めていただくと共に、各地方において、補助・助成の増額に結びついています。

平成26年4月より、専門課程においては、「職業実践専門課程」の認定制度が始動し、初年度は全国で472校、1,373学科でスタートしました。また、高等教育機関においては「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」が精力的に開催され、年度内の取りまとめがなされる見込みとなっており、専門課程においても少なからず影響があるものと推察されます。

このような状況下で、高等専修学校は、現行制度の中で、一層の充実・改善に必要な方策を実現するために、高等専修学校教育への更なる理解・支援を得て、様々な振興方策を着実に実現していくことにより、道は開けていくものであると確信しています。

これらの状況の中で、会員校が互いに切磋琢磨しつつ、一致協力して、取り組むことが肝要であると考えております。このような観点から、会員校の皆様に実行、協力して頂きたいことが3点あります。

①「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づく学校評価及び情報公開の推進

学校教育法において義務化されていることは周知のことですが、残念ながら高等専修学校における実施率は十分とは言えません。公的な教育機関として、説明責任を果たすことは、国や地方公共団体に対しての財政支援を求めるための基本要件であり、高等専修学校の社会的信頼性のなお一層の向上を図りましょう。

②発達障がいのある生徒への財政支援の実現

東京都の私立高等学校には、発達障がいのある生徒一人当たり 1383 千円の経常費補助が出ています。しかし、高等専修学校は、392 千円の補助にとどまっています。これは明らかに格差、差別です。平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行されるこの時期、まさに要望時であると思います。

③学校保険制度確立に向けた取り組み

学校保険制度に関しては、技能連携制度でカバーされる範囲とそれ以外の部分との理解を深め、高等学校との同様な取り扱いがされるように積極的に取り組む必要があります。保護者対応も難しさを増す中で、保険制度の充実は、万一に備えた方策として積極的に取り組みたいと考えております。

この報告書は会員校の皆様のご理解とご協力により、貴重な基礎データとなっています。このデータを十分に活用頂き、各都道府県の専各協会での活動に寄与し、各地方自治体に対して、補助・助成の増額、地方交付税の拡充などについて、しっかりと声にして、高等専修学校への財政支援を求めて欲しいと切に願っています。

会員校におかれましては、教育のますますの充実、情報公開の推進に取り組まれていることと存じますが、地域になくてはならない教育機関としての確固たる地位を不動のものとして、社会的認知をなお一層深化させることが必要不可欠であり、高等専修学校を必要とする生徒のためにも、輝きが増していくものであると確信しています。

「高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査」集計結果まとめ

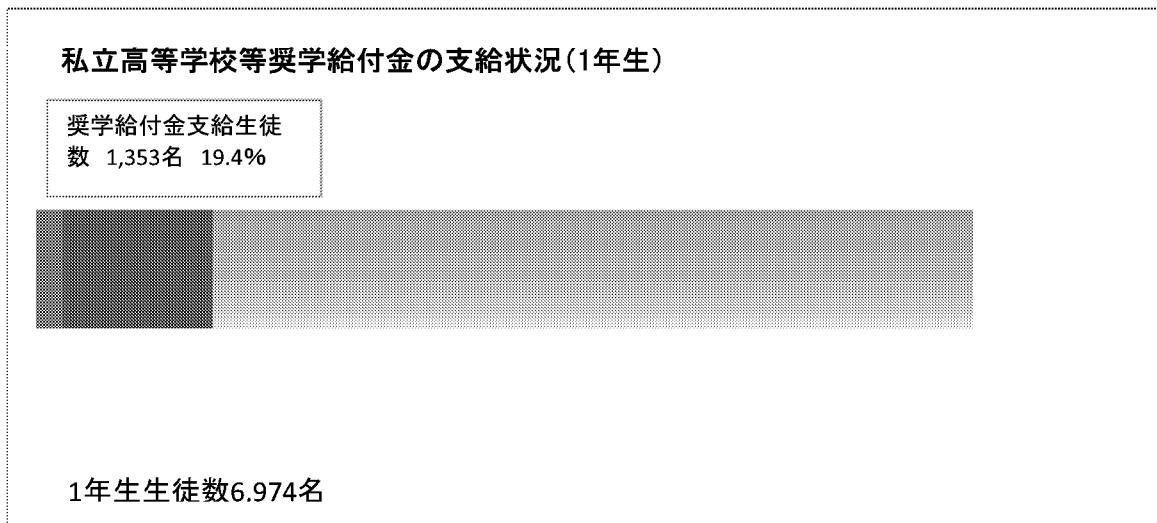
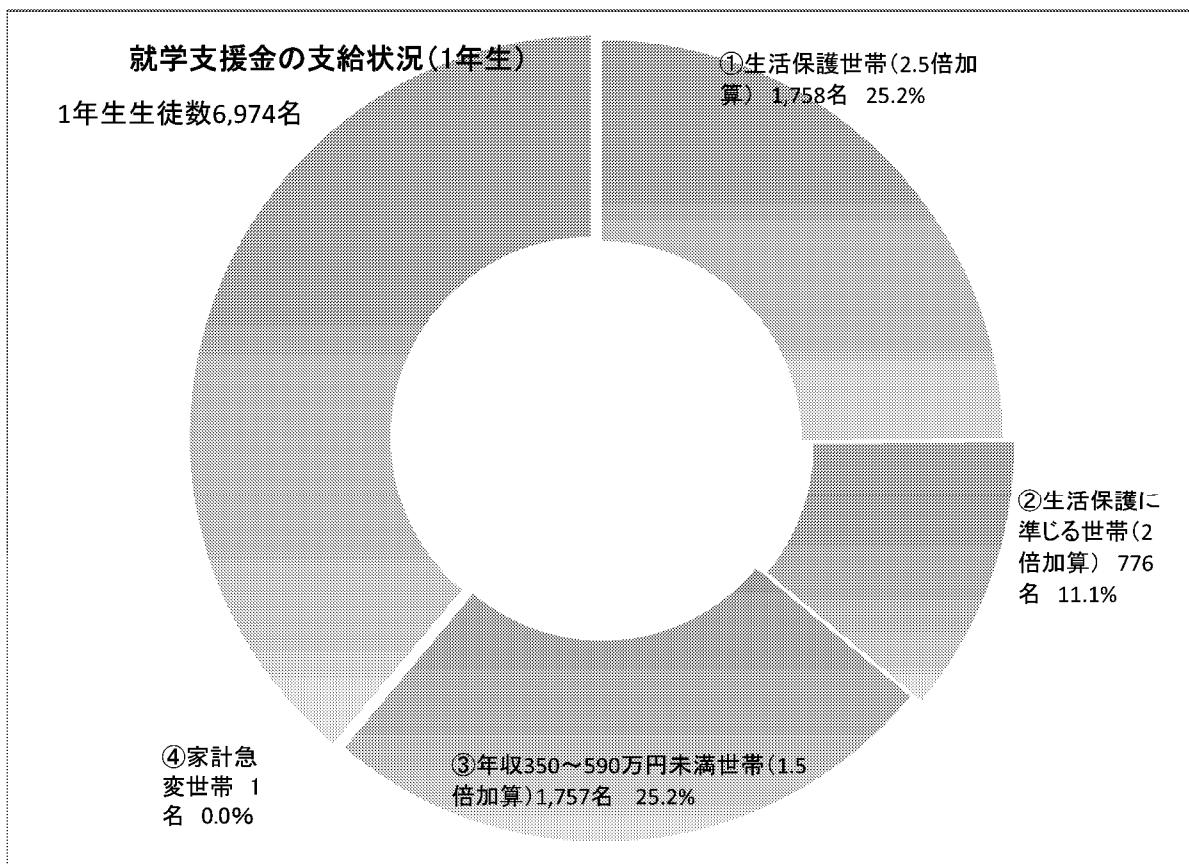
・調査期間：平成26年10月25日～11月10日

・調査対象：全国高等専修学校協会会員校208校に調査票を郵送。119校から回答（回収率57.2%）

I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください（1年生対象）。

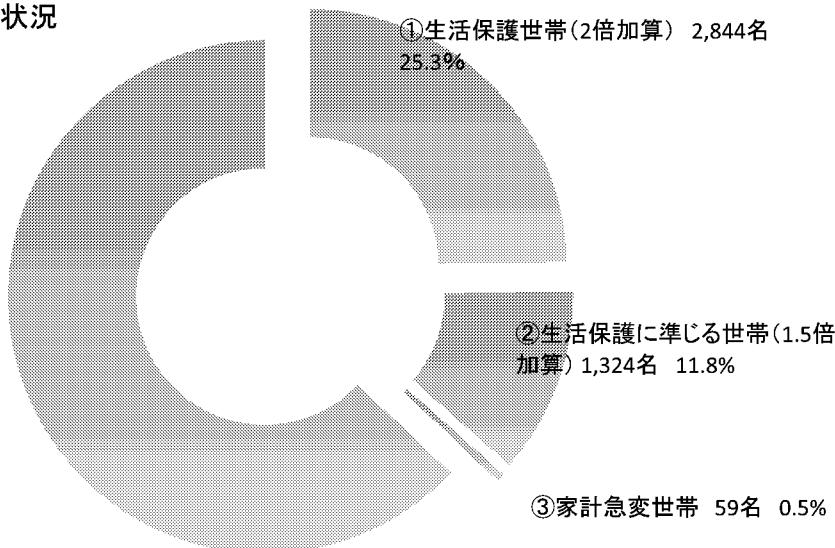
1年生生徒数	①生活保護世帯(2.5倍加算)	②生活保護に準じる世帯(2倍加算)	③年収350～590万円未満(1.5倍加算)	④私立高等学校等奨学給付金	⑤家計急変世帯
6,974	1,758	776	1,757	1,353	1
	25.2%	11.1%	25.2%	19.4%	0.0%



2・3年生対象(旧制度)

2・3年生生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
11,247	2,844	1,324	59
	25.3%	11.8%	0.5%

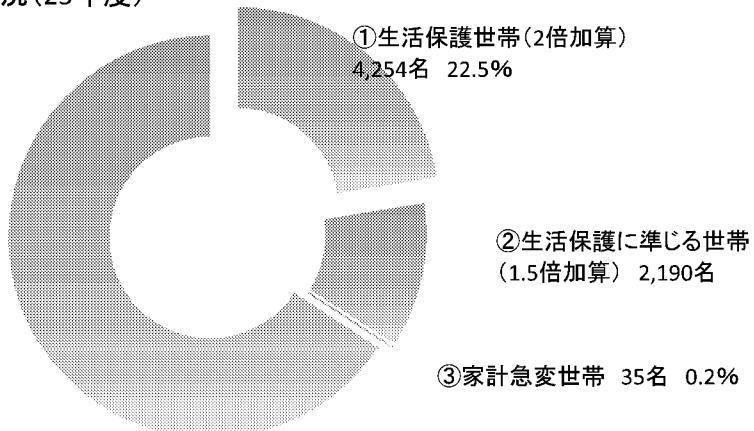
就学支援金の支給状況



<参考:平成25年度調査結果>

在籍生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
18,920	4,254	2,190	35
	22.5%	11.6%	0.2%

就学支援金の受給状況(25年度)



問2. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

在籍生徒数	母子・父子の 一人親の生徒	両親のいない 生徒数
18,400	5,242	138
	28.5%	0.8%

生徒の家庭状況

在籍生徒数 18,400名

両親のいない生徒
138名 0.8%

一人親の生徒
5,242名 28.5%

<参考:平成25年度調査結果>

在籍生徒数	母子・父子の 一人親の生徒	両親のいない 生徒数
18,920	4,950	128
	26.2%	0.7%

生徒の家庭状況(平成25年度)

在籍生徒数 18,920名

一人親の生徒

両親のいない生徒 128名 0.7%



<参考:大阪府 28校 生徒総数7,090名>

1年生生徒数	①生活保護世帯(2.5倍加算)	②生活保護に準じる世帯(2倍加算)	③年収350～590万円未満(1.5倍加算)	④私立高等学 校等奨学給付金	⑤家計急変世 帯等
2,701	1,084	349	630	699	0
	40.1%	12.9%	23.3%	25.9%	

大阪府の就学支援金の支給状況(1年生)

①生活保護世帯(2.5倍加算) 1,084名 40.1%

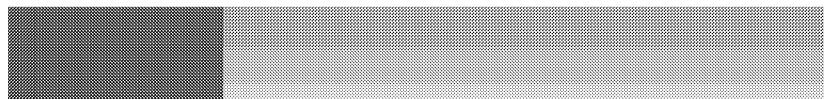
③年収350～590万円未満世帯(1.5倍加算) 630名 23.3%

②生活保護に準じる世帯(2倍加算) 349名 12.9%

1年生生徒数2,701名

大阪府の私立高等学校等奨学給付金(1年生)

支給生徒数 699名



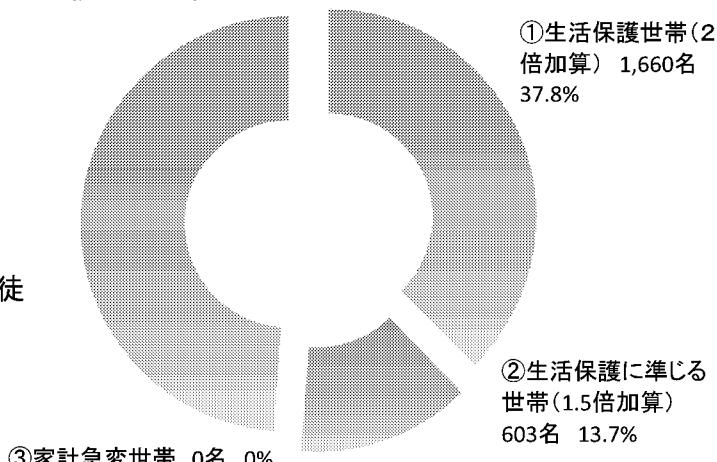
1年生生徒数2,701名

<参考:大阪府>

2・3年生生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
4,389	1,660	603	0
	37.8%	13.7%	0.0%

大阪府の就学支援金の支給状況(2・3年生)

2・3年生生徒

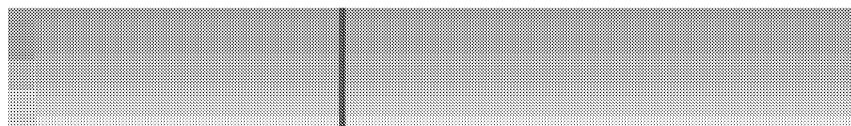


<大阪府>

在籍生徒数	母子・父子の一人親の生徒数	両親のいない生徒数
7,090	2,781	58
	39.2%	0.8%

大阪府の生徒の家庭の状況

一人親の生徒 2,781名 39.2%



両親のいない生徒 58名 0.8%

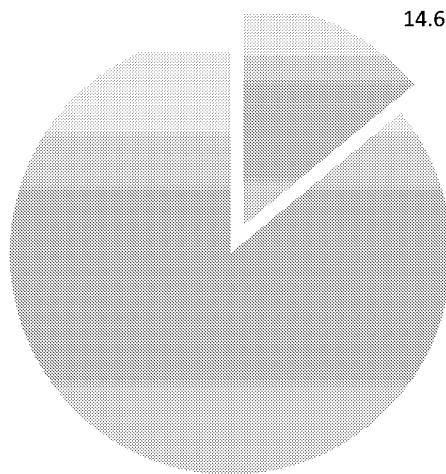
在籍生徒数7,090名

問3. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数

在籍生徒数	各都道府県育英奨学金等受給生徒数
18,400	2,690
	14.6%

各都道府県育英奨学金等受給生徒数

受給生徒数 2,690名
14.6%



在籍生徒数 18,400名

問4. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数ならびに高校中退・既卒の生徒数も含めお答えください。

在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
18,205	3,742	417
	20.6%	2.3%

在籍生徒の状況

高校中退・既卒
417名 2.3%

不登校
3,742名 20.6%

在籍生徒数18,205名

<参考:過去の調査結果>

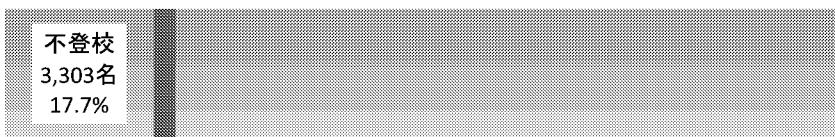
調査年度	在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
平成24年度	18,626	3,303	495
		17.7%	2.7%
平成25年度	18,301	3,919	521
		21.4%	2.8%

在籍生徒の状況（年度による比較）

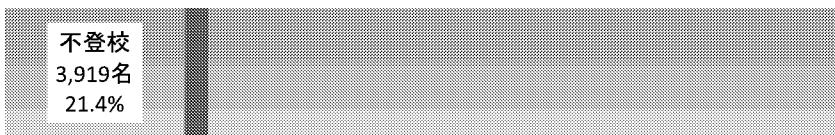
高校中退・既卒
495名 2.7%

在籍生徒数 18,626名

平成24年度



平成25年度

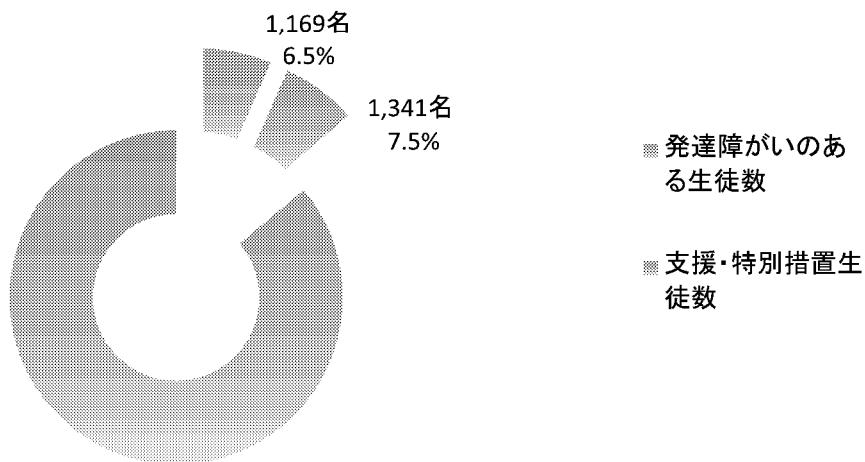


在籍生徒数 18,301名

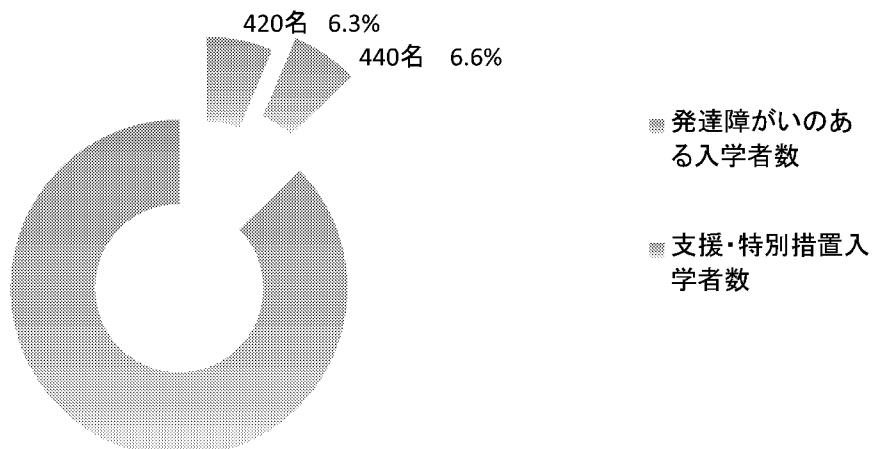
問5. 発達障がいのある生徒数について、お答えください。

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
17,857	1,169	1,341	6,706	420	440
	6.5%	7.5%		6.3%	6.6%

発達障がい・特別な支援措置の必要な生徒 在籍生徒数17,857名



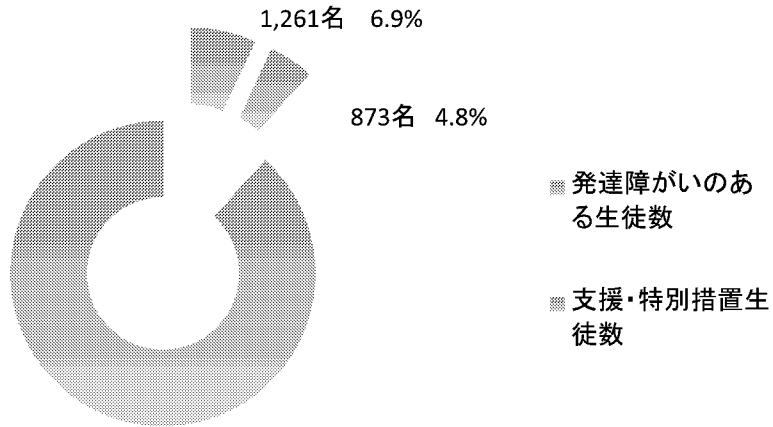
発達障がい・特別な支援措置の必要な入学者 入学者数 6,706名



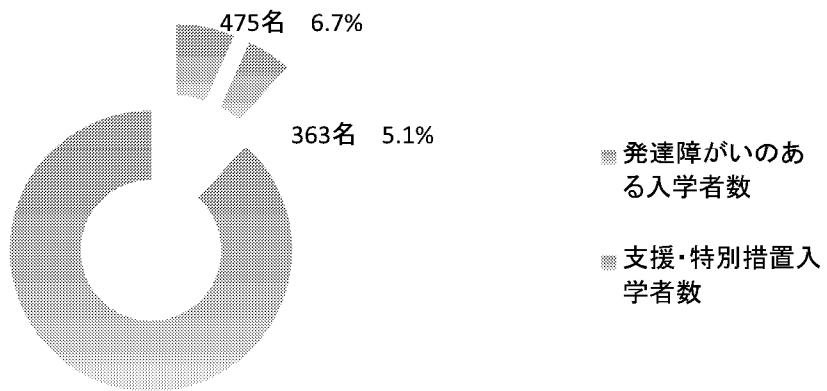
<参考:平成25年度調査結果>

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
18,278	1,261	873	7,135	475	363
	6.9%	4.8%		6.7%	5.1%

発達障がい・特別な支援措置の必要な生徒(平成25年度) 在籍生徒数 18,278名



発達障がい・特別な支援措置の必要な入学者(平成25年度) 入学者数 7,135



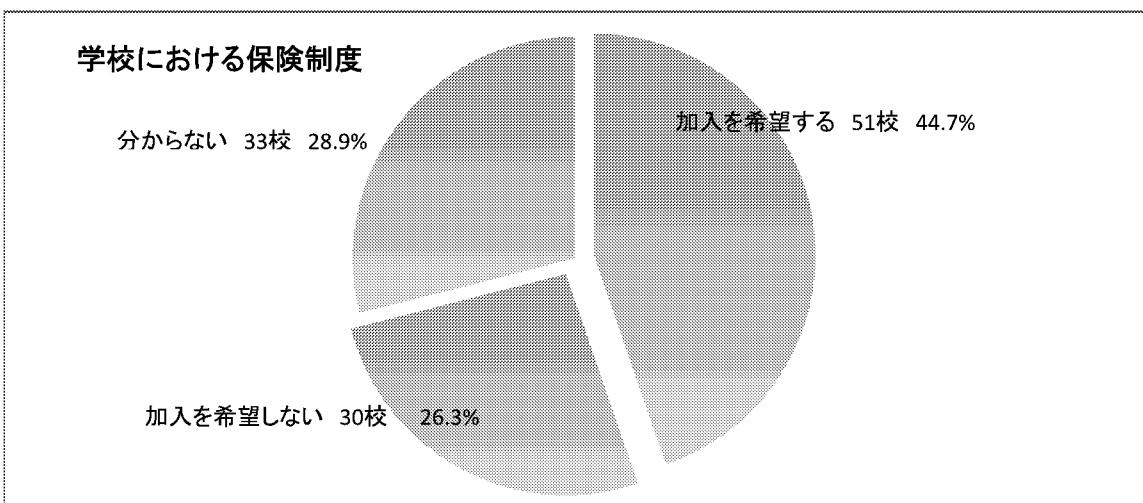
II. 学校における保険制度について

問6. 学校の管理下における生徒の災害等に対し、療養に要する費用等の救済を行う保険制度についてお尋ねします。同封資料「学校における保険制度について」をご覧ください。

本協会としては、過去に高等専修学校の体育活動中に突然死事故が発生し、保険制度では救済されなかつたため、高等学校と同様に災害共済給付に高等専修学校(3年制の大学入学資格付与校を中心に)の加入を認めてもらうことを運動方針としており、今後とも強く要望運動を継続する所存です。実現するためには、具体的なデータの提供が求められるため、今回調査を行います。貴校として、災害共済給付に加入を希望しますか。加入を希望する場合は、加入希望者数を回答してください。また、この保険問題に関するご要望・意見等があればご記入ください。

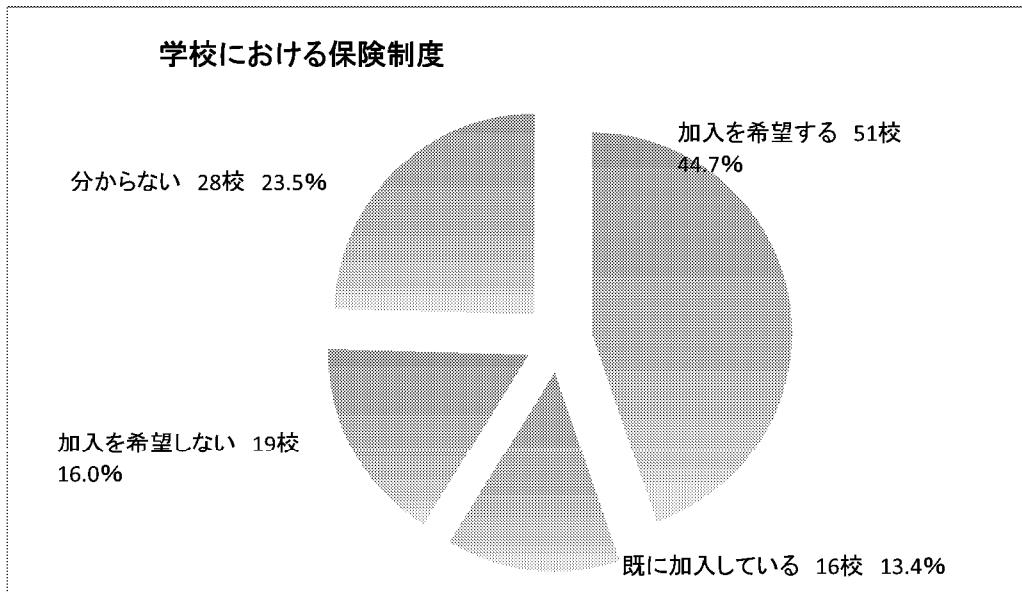
ア. 加入を希望する	51	44.7%
イ. 加入を希望しない	30	26.3%
ウ. 分からない	33	28.9%

*加入希望者数 8,198名



ただし、「イ. 加入を希望しない」、「ウ. 分からない」という回答の理由を見てみると、高等学校との技能連携を行っており「既に加入している」ために、加入を希望しない、又は分からぬ、と回答した学校も相当数見られた。したがって、「既に加入している」という選択肢をもう一つの回答として集計すると以下の集計結果となった。

ア. 加入を希望する	51	44.7%
イ. 既に加入している	16	13.4%
ウ. 加入を希望しない	19	16.0%
エ. 分からない	28	23.5%



○保険問題に関する要望・意見

- ・加入できるよう引き続き要望運動を展開してほしい。
- ・高等学校の生徒と同様に勉学に励んでいるにも関わらず、同じ保険制度に加入できないという保障の格差に疑問を感じる。
- ・加入規模を生かして保険料を学生生徒災害傷害保険並みに低減していただきたい。
- ・技能連携せず本校のみ在籍の生徒について加入を希望します。
- ・就学支援金同様高等学校と同等の扱いが望まれる。
- ・学校としてAIUに加入しておりますが1日当たりの見舞金の支給のみです(わずか)。校外の行事や通学時連携科目以外は治療費が支給されないので生徒に対して申し訳ない。

※問7に関しては、問6でイ又はウを選択した場合のみ回答してください

問7. 加入を希望しない、又は分からぬ理由をご回答ください

○加入を希望しない、又は分からぬ理由

- ・保険料との兼ね合いにより希望者がどのくらいいるのか分からぬため。
- ・既に学校独自で保険に加入しているから
- ・既に3年課程は通信制による技能連携校としてスポーツ振興センターの災害共済給付に加入している。1年生課程は職業教育キャリア教育財団の学生生徒災害傷害保険に加入している
- ・保険料が高額のためすぐの返答はしかねる
- ・制度については理解したが、当校として加入が必要かどうか現時点では判断できない
- ・現在加入しているものと比較検討が必要なため
- ・現在別の保険に加入しており学年進行で加入することができるのであれば考えたいと思う
- ・本校は体育の授業がない。学校負担で全校学生に学生生徒災害傷害保険及び学校賠償責任保険に加入しており十分カバーできると考えている
- ・専修学校学生生徒災害傷害保険に加入しているため
- ・多くの生徒が任意保険に加入している
- ・死亡より負傷のほうが格段に多く負傷時の給付額が分かりかねるため保険料増額に見合う給付額なのか判断がつかないから
- ・体育活動が年間を通じて非常に少ないとみた
- ・学生生徒災害傷害保険に加入中であるが、突然死に係る保障の付加の判断がつきかねる
- ・いま加入している保険でカバーできるから
- ・技能連携の相手校が加入しているため
- ・一般社団法人日本看護学校協議会共済会に加入している
- ・現状の災害傷害保険と比べ保険料が2倍になるため、保護者にとってどちらが良いのか学内及び保護者と協議してみないと判断できない
- ・現行本校では入学時に専門高等課程とも全員に学生総合保障に加入をしていただいております。しかしながら今般の事例のような対応が困難となれば再検討も必要かと考えております
- ・校内でアンケートの実施及び検討などをしたことがないため
- ・基本的には加入を希望します。まだ知識不足のためすみません

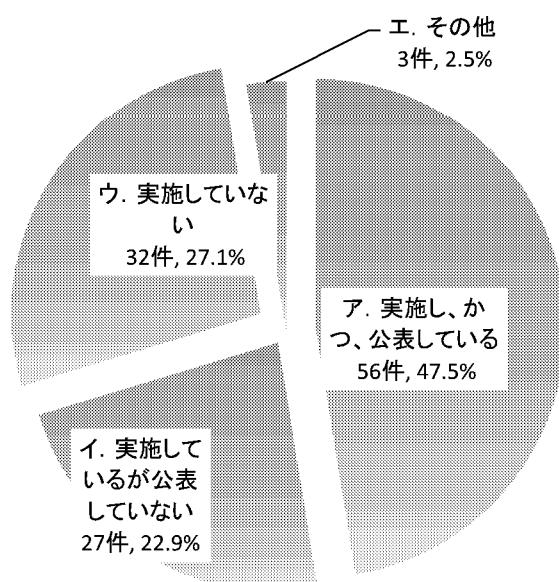
III. 自己評価

問8. 自己評価を実施・公表していますか。

ア. 実施し、かつ、公表している	56	47.5%
イ. 実施しているが公表していない	27	22.9%
ウ. 実施していない	32	27.1%
エ. その他	3	2.5%

その他：平成27年度実施に向けて検討作業を行っています

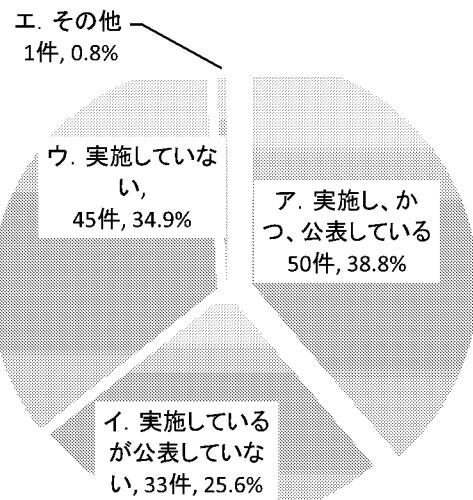
自己評価を実施・公表していますか



<参考:平成25年度調査結果>

ア. 実施し、かつ、公表している	50	38.8%
イ. 実施しているが公表していない	33	25.6%
ウ. 実施していない	45	34.9%
エ. その他	1	0.8%

自己評価を実施・公表していますか(平成25年度)



*問9に関しては、問8でアを選択した場合のみ回答してください。

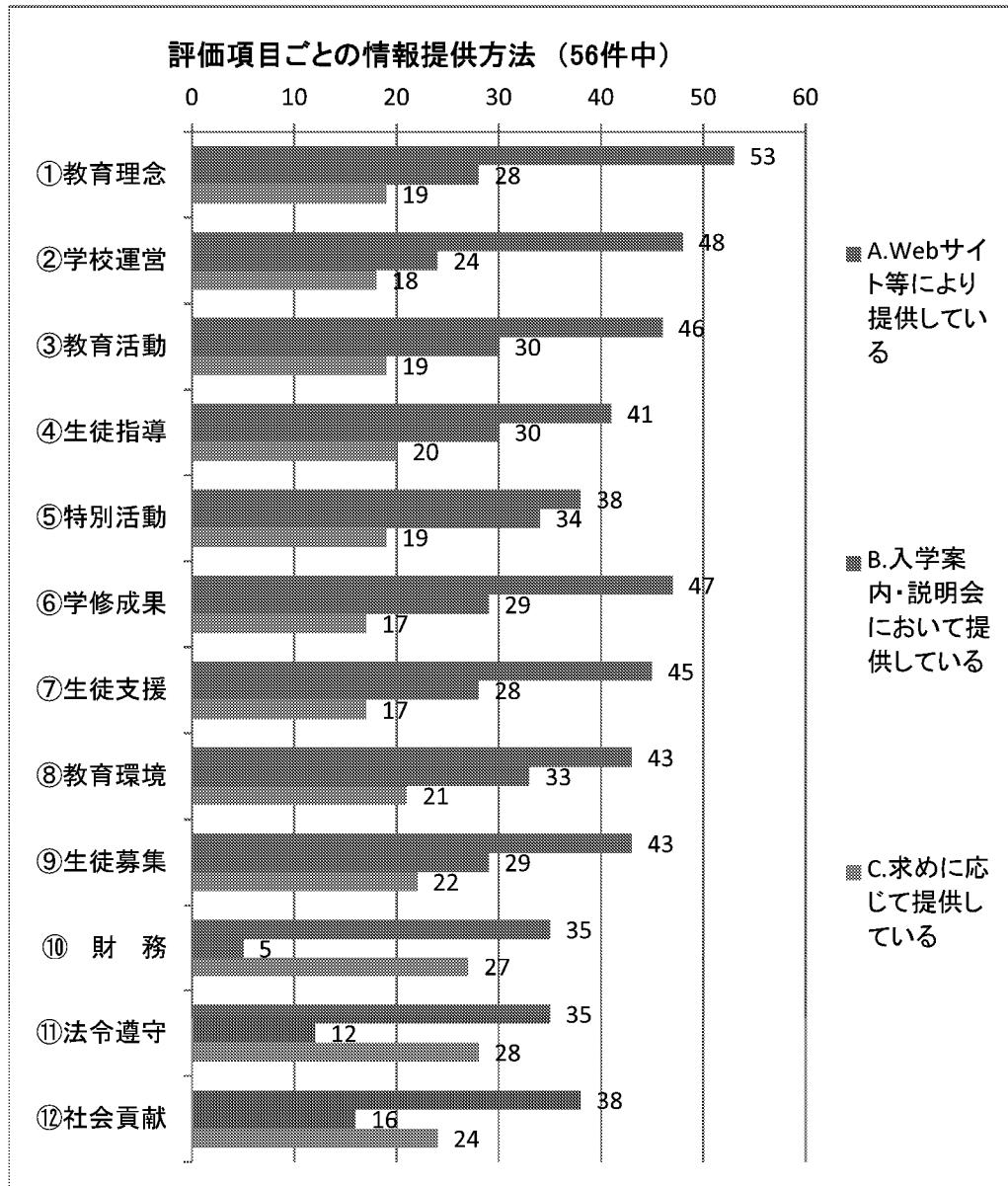
問9.「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、評価項目として設定しているかどうか

A.Webサイト等により提供している B.入学案内・説明会において提供している

C.求めに応じて提供している

の区分から、該当するもの全てを選び記入してください。

項目	A	B	C
①教育理念・目的・人材育成像(学校の理念・目的・育成人材像は定められているか、	53 94.6%	28 50.0%	19 33.9%
②学校運営(目的等に沿った運営方針が策定されているか、等)	48 85.7%	24 42.9%	18 32.1%
③教育活動(目標の設定等、教育方法・評価等、資格試験、教職員、等)	46 82.1%	30 53.6%	19 33.9%
④生徒指導等(基本的生活習慣の確立のための取組が行われているか、等)	41 73.2%	30 53.6%	20 35.7%
⑤特別活動(クラブ活動等特別活動を奨励・支援しているか、等)	38 67.9%	34 60.7%	19 33.9%
⑥学修成果(進学率や就職率の向上が図られているか、等)	47 83.9%	29 51.8%	17 30.4%
⑦生徒支援(生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか、等)	45 80.4%	28 50.0%	17 30.4%
⑧教育環境(施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、等)	43 76.8%	33 58.9%	21 37.5%
⑨生徒の受け入れ募集(中学校等接続する機関に対する情報提供等が行われているか、等)	43 76.8%	29 51.8%	22 39.3%
⑩財務(中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるのか、等)	35 62.5%	5 8.9%	27 48.2%
⑪法令等の遵守(法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、等)	35 62.5%	12 21.4%	28 50.0%
⑫社会貢献(学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか、等)	38 67.9%	16 28.6%	24 42.9%



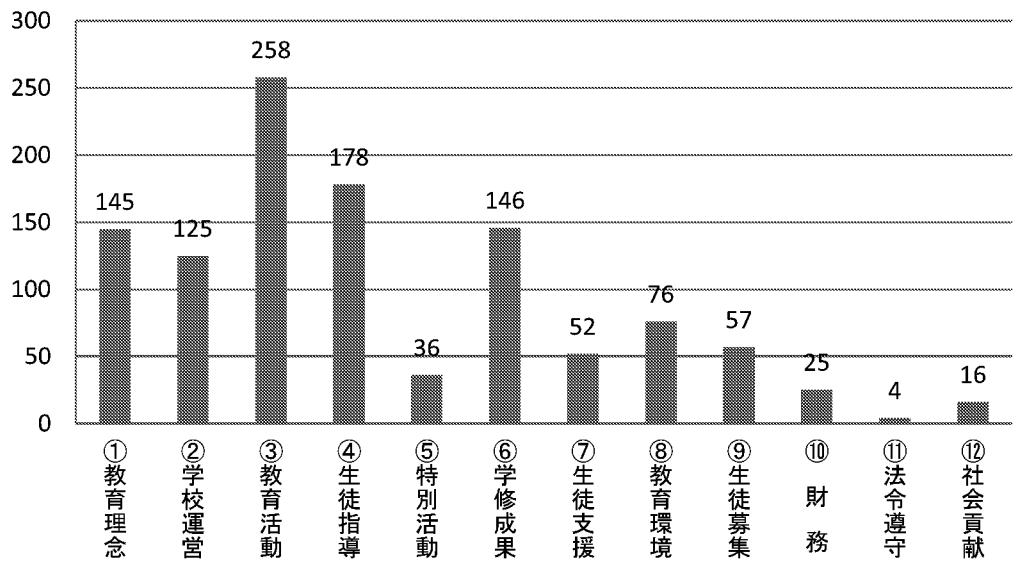
※問10～12に関しては、問8でア、イを選択した場合のみ回答してください

問10. 上記の項目の中で、重点的に取り組むことが必要な上位5つの項目についてご記入ください。

項目	得点	比率
①教育理念	145	13.0%
②学校運営	125	11.2%
③教育活動	258	23.1%
④生徒指導	178	15.9%
⑤特別活動	36	3.2%
⑥学修成果	146	13.1%
⑦生徒支援	52	4.7%
⑧教育環境	76	6.8%
⑨生徒募集	57	5.1%
⑩財務	25	2.2%
⑪法令遵守	4	0.4%
⑫社会貢献	16	1.4%
得点計	1118	100.0%

※得点：1位=5、以下2位=4、3位=3、4位=2、5位=1、として加算

重点的に取り組むべき項目(上位5項目:得点制)



問11. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか(一つだけ選択)

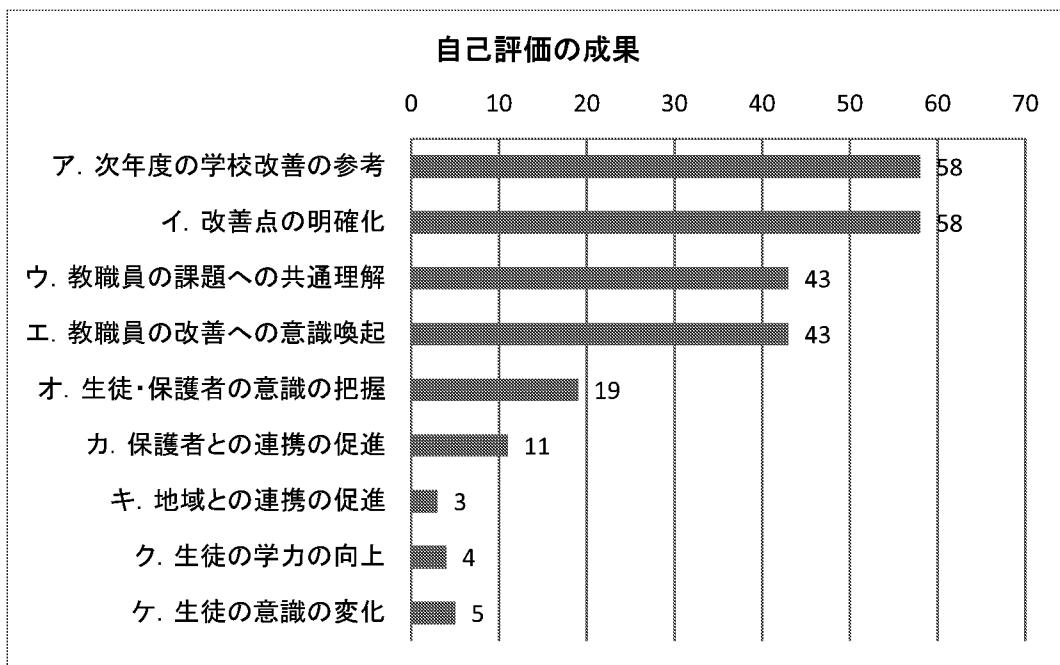
ア. 大いに役立った	18	21.7%
イ. ある程度役立った	57	68.7%
ウ. あまり役に立たなかった	2	2.4%
エ. 全く役に立たなかった	0	0.0%
オ. 現状では判断できない(ど)	5	6.0%

自己評価は学校改善に役立ったか

- エ. 全く役に立たなかった 0件 0.0%
- オ. 現状では判断できない(ど) 5件 6.0%
- ア. 大いに役立った 18件 21.7%
- イ. ある程度役立った 57件 68.7%
- ウ. あまり役に立たなかった 2件 2.4%

問12. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください(複数選択可)

ア. 次年度の学校改善の取	58	69.9%
イ. 改善点が明確になった	58	69.9%
ウ. 全教職員の課題に対する	43	51.8%
エ. 教職員の改善への意識	43	51.8%
オ. 生徒・保護者の意識が把	19	22.9%
カ. 保護者との連携が促進さ	11	13.3%
キ. 地域との連携が促進された	3	3.6%
ク. 生徒の学力の向上につな	4	4.8%
ケ. 生徒の意識が変化した	5	6.0%
コ. その他	0	0.0%

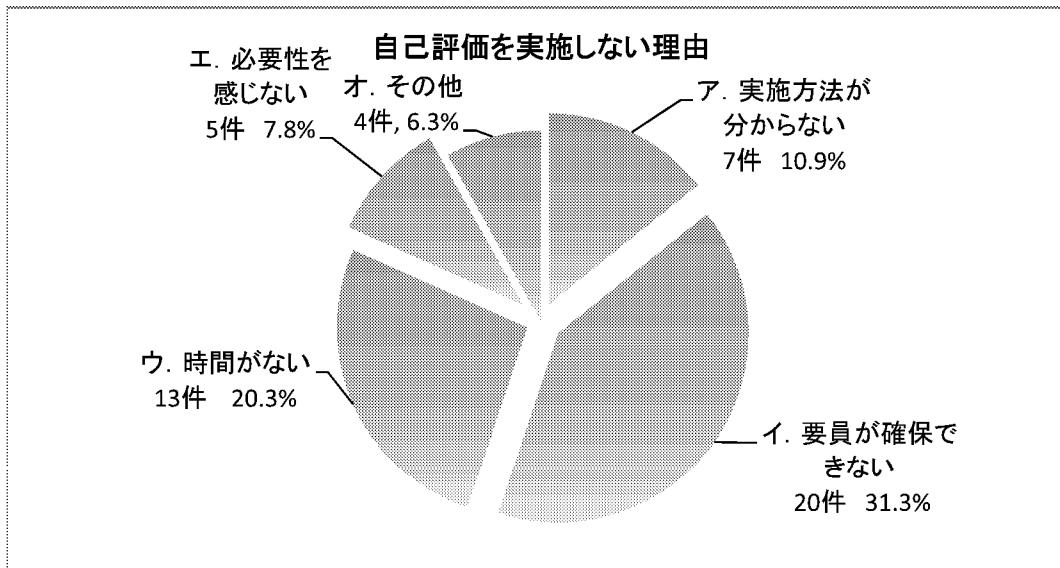


※問13は、問8でウを選んだ場合のみお答えください

問13. 自己評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

ア. 実施方法が分からぬ	7	10.9%
イ. 要員が確保できない	20	31.3%
ウ. 時間がない	13	20.3%
エ. 必要性を感じない	5	7.8%
オ. その他	4	6.3%

その他:現在実施に向けて準備中。内々では不定期だが部分的には実施。検討中。



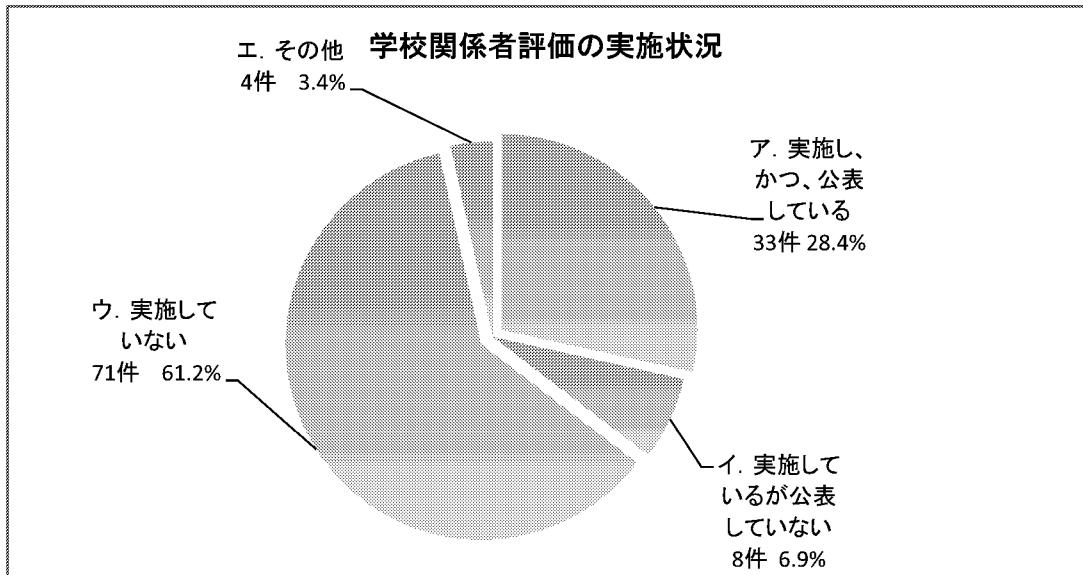
IV. 学校関係者評価

問14. 学校関係者評価を実施・公表していますか

ア. 実施し、かつ、公表している	33	28.4%
イ. 実施しているが公表して	8	6.9%
ウ. 実施していない	71	61.2%
エ. その他	4	3.4%

その他:早急に実施する予定。学校評価についての理解が職員内において周知されていない。

今後、学校改善について研修を深めていきたい。



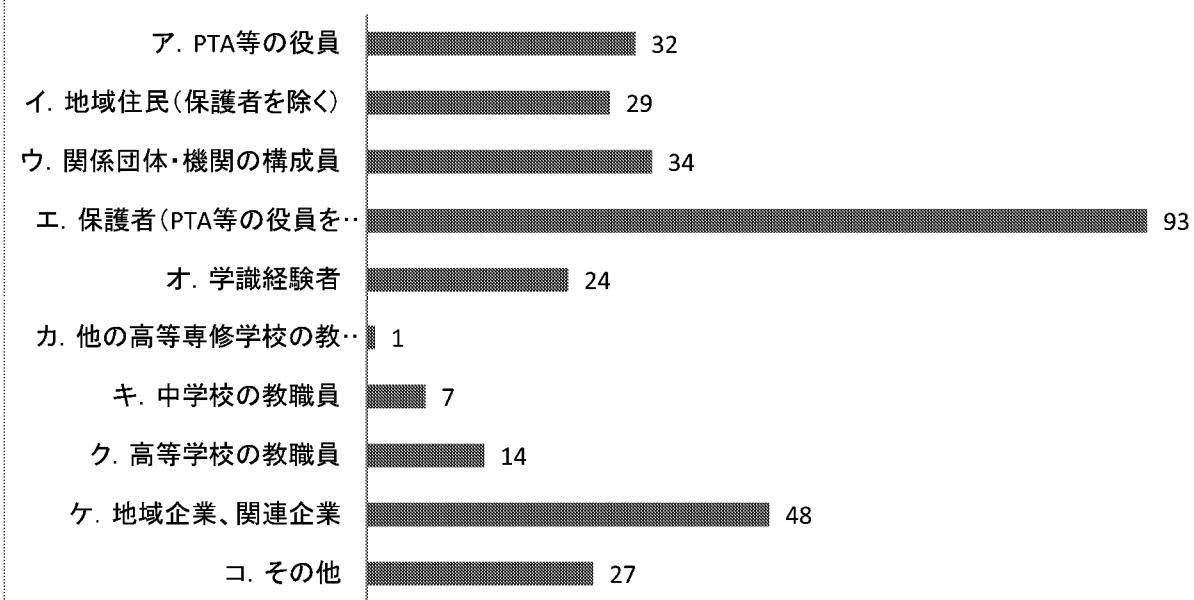
※問14でア、イを選択した場合のみ回答してください

問15. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当する者的人数を記入してください。

ア. PTA等の役員	32
イ. 地域住民(保護者を除く)	29
ウ. 関係団体・機関の構成員	34
エ. 保護者(PTA等の役員を含む)	93
オ. 学識経験者	24
カ. 他の高等専修学校の教職員	1
キ. 中学校の教職員	7
ク. 高等学校の教職員	14
ケ. 地域企業、関連企業	48
コ. その他	27

その他:外部監査。卒業生。自校生徒。学校法人アドバイザリーボード。カウンセラー。

学校関係者の構成



※問14でウを選んだ場合に回答してください

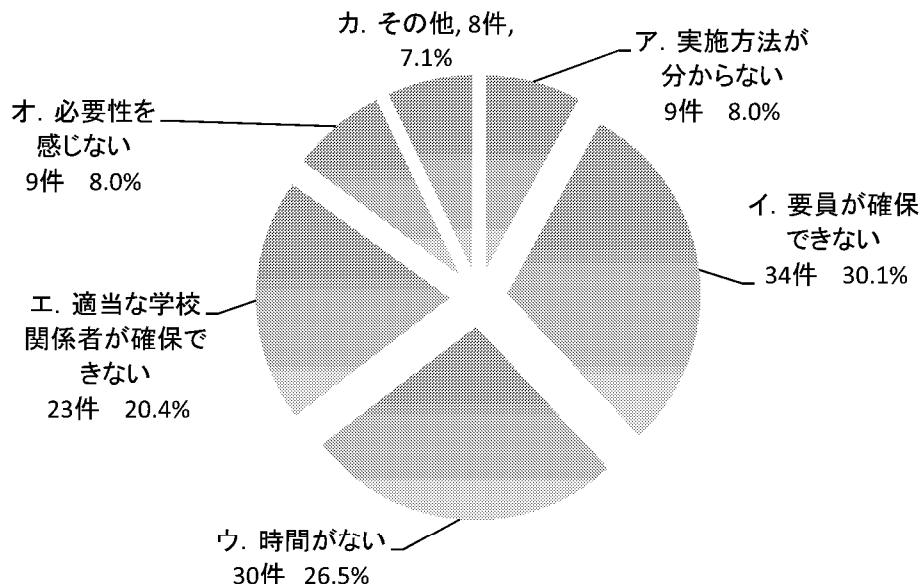
問16. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

ア. 実施方法が分からぬ	9	8.0%
イ. 要員が確保できない	34	30.1%
ウ. 時間がない	30	26.5%
エ. 適当な学校関係者が確保できない	23	20.4%
オ. 必要性を感じない	9	8.0%
カ. その他	8	7.1%

その他:来年度実施に向けて準備中。実施を検討中。

関係者から意見をもらう機会が多いため正式に学校関係者評価としては実施していない

学校関係者評価を実施しない理由

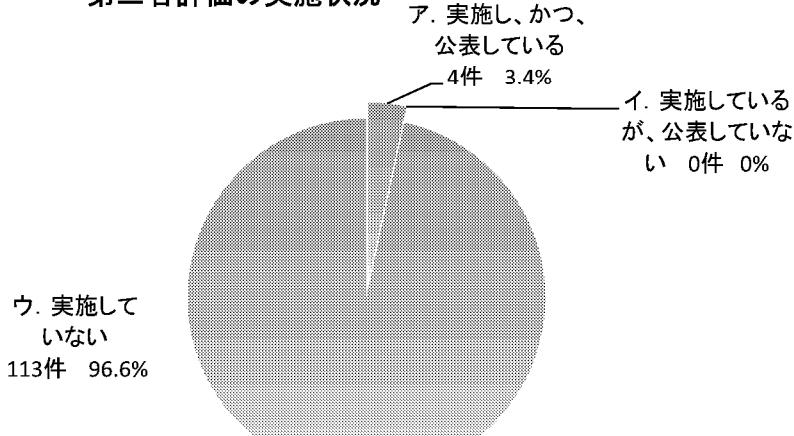


V. 第三者評価

問17. 第三者評価を実施・公表していますか(一つだけ選択)

ア. 実施し、かつ、公表している	4	3.4%
イ. 実施しているが、公表していな	0	0.0%
ウ. 実施していない	113	96.6%

第三者評価の実施状況



問17-2. 問17でア、イを選んだ場合に回答してください

第三者評価機関の名称をご記入ください

・〇〇学園「学校関係者評価委員会」

VII. 教育活動情報の公開

問18. 「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、

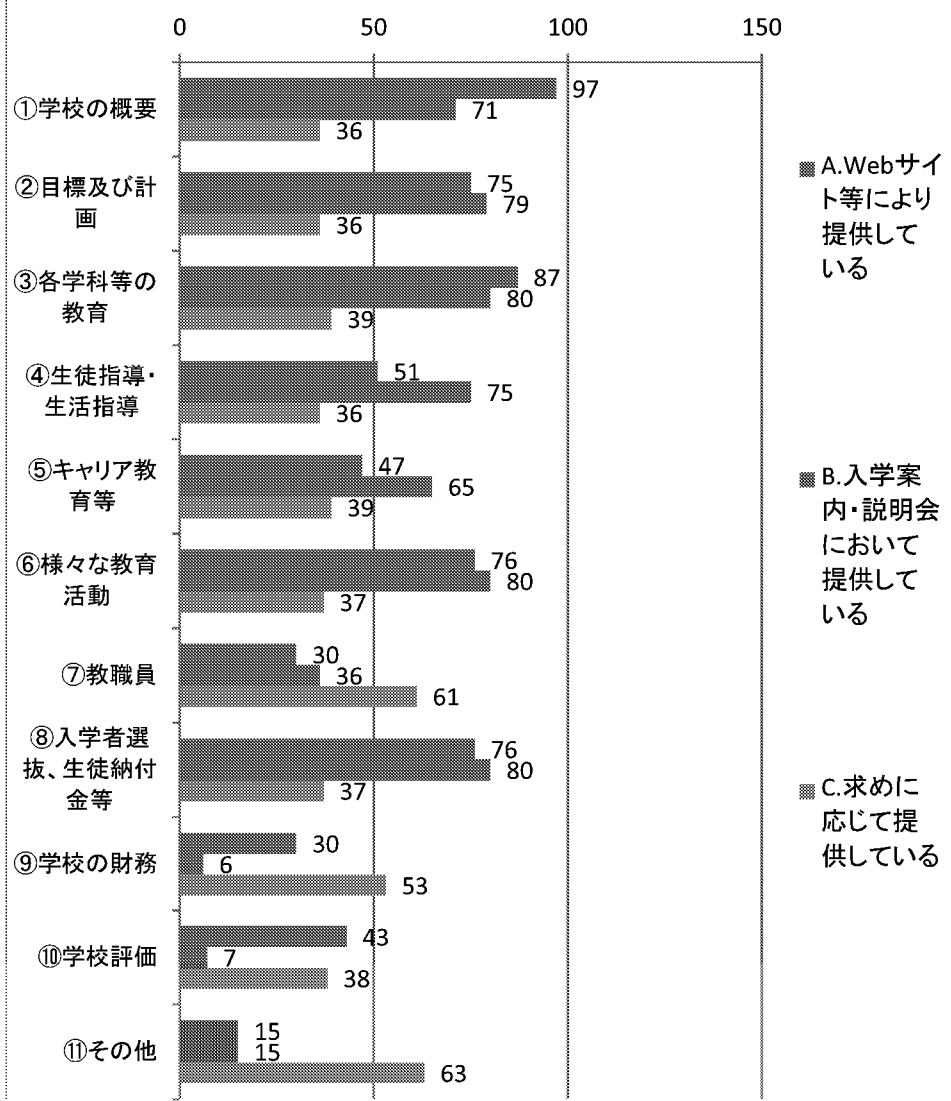
A.Webサイト等により提供している B.入学案内・説明会において提供している

C.求めに応じて提供している

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について記入してください(複数選択可)。

項目	A	B	C
①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)	97 81.5%	71 59.7%	36 30.3%
②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)	75 63.0%	79 66.4%	36 30.3%
③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など)	87 73.1%	80 67.2%	39 32.8%
④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況など)	51 42.9%	75 63.0%	36 30.3%
⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況など)	47 39.5%	65 54.6%	39 32.8%
⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など)	76 63.9%	80 67.2%	37 31.1%
⑦教職員(教職員数・職名別、教職員の組織・活動など)	30 25.2%	36 30.3%	61 51.3%
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援(入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取り扱い、就学支援措置の内容など)	76 63.9%	80 67.2%	37 31.1%
⑨学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)	30 25.2%	6 5.0%	53 44.5%
⑩学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など)	43 36.1%	7 5.9%	38 31.9%
⑪その他(学則、学校運営の状況に関するその他の情報など)	15 12.6%	15 12.6%	63 52.9%

教育活動情報の公開



「平成26年度 高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査」

ま　と　め

全国高等専修学校協会
制度改善研究委員会

本調査は、全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会が中心となり全国の会員校に対し行った調査である。

全部で I～VIの大問から成るが、これらは大きく3つの柱で構成されている。

1つ目は、高等専修学校に入学してくる生徒達の特性やその生徒達が置かれている家庭環境の実態を示す「問I.就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒」。

2つ目は、今年度のアンケート調査で新たに加わった「問II.学校における保険制度について」。

3つ目は、調査を開始してから今年で3年目となる「問III.～問VI.学校評価・情報公開に関する設問」である。

1つ目の、「就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒」についてだが、結論から言うと高等専修学校に通ってくる生徒達の、

- ①経済的に厳しい家庭環境、
- ②母子家庭・父子家庭等の複雑な家庭環境、
- ③不登校経験者、発達障がい等の多様な生徒達の割合の多さ

と、様々な個性、厳しい家庭環境の生徒が在籍している高等専修学校の現状・実態が見えてくる。

例えば、①経済的に厳しい家庭環境に関しては、問1.就学支援金の支給状況について、2.5倍加算に該当する生活保護世帯の割合だが、参考として日本国内全体の生活保護世帯の割合が2.79%（2011年 社会福祉行政業務報告）なのに対し、高等専修学校に通っている生徒については25.2%の家庭が生活保護世帯である。これは、日本国内全体の割合と比較して、驚くことに10倍近い数値である。特に割合の多い大阪府についても、大阪府全体における生活保護世帯の割合5.47%（2011年 社会福祉行政業務報告）に対し、大阪府の高等専修学校生40.1%と、実に7倍以上の数値である。

ここで特記すべきことは、大阪府の就学支援金の支給状況(1年生)で、2,701人全員が就学支援金の対象であり、その内76.3%が1.5倍以上の加算の対象である。つまり、大阪府では、独自の後期中等教育機関の無償化施策により、このように多く経済状況の厳しい環境下の生徒の学びを保証している。この大阪府の施策が早急に全国に波及することを願って止まない。

また、参考資料に平成21年度から26年度の高等専修学校生徒数の推移を記載した。21年度までは、生徒数が毎年約2～3千人減少していたが、就学支援金がスタートした22年度より生徒減少に歯止めがかかり、ここ6年間で2,500人増加した。そのうち、大阪府と愛知県で2,700余人が増えている。各都府県で実施している学費軽減措置により、高等専修学校生徒数も増減している状況が見て取れる。

②母子家庭・父子家庭等の複雑な家庭環境に関して、問2. 生徒の家庭の状況について母子家庭・父子家庭の生徒が高等専修学校生全体の28.5%在籍している。この数値は、やはり日本全体における母子家庭・父子家庭の割合（1.63%）（2010年 国勢調査）と比較し、実に17倍以上である。

比較の時期に3年程のズレはあるが、これらは、高等専修学校に通う生徒達の経済的に厳しい家庭環境、複雑な家庭環境の突出した割合を明確に示すデータである。

しかし、そのような経済的に厳しい家庭の生徒達に対し、今年度から就学支援金がさらに手厚く支給されるようになったこと、奨学給付金が支給されるようになったことは、16歳～18歳の生徒達が家庭環境に関わらず望ましい教育を受けるために、大変すばらしい効果的な施策である。

③不登校経験者、発達障がい等の多様な生徒達の割合の多さに関しては、問4.不登校経験者について20.6%となっている。中学校の不登校者平均の2.69%（学校基本調査 2014年8月発表）と比較し7.7倍という多さである。

また、問5.発達障がいのある生徒数について、支援・特別措置生徒数と合計した割合が14.0%である。調査年度・調査手法等の違いはあるが、平成21年3月に実施した調査（通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査）によると、中学校3年生のうち発達障がい等困難のある生徒の割合は、約2.9%であった。このことから、高等専修学校が、全体の割合と比較して5倍近くに相当する発達障がい等の生徒達の受け皿となっている実態が見えてくる。

これら、不登校を経験した入学者の多さ、発達障がい等の入学者の多さから、多様な生徒達の受け皿として、長年教育を続けている高等専修学校の姿が見えてくる。特に、それらの生徒達を入学させるだけではなく、その後毎日登校させ、基本的生活習慣の確立から基礎学力の定着、職業教育の指導、社会に送り出すまで、日々ひとりひとりに手間暇をかけながら教育を続けているという高等専修学校の存在・実態については、行政と連携しながら全国の中学校、保護者へ広く早急に周知されるよう推し進めていく必要があるとともに、それは、そのような多様な子どもたちを持つ保護者、そのような多様な子供たちを毎日学校へ通わせて学ばせたいという保護者にとって計り知れないほどの重要な情報となる。

2つ目の、「学校における保険制度」についてだが、これは大学入学資格付与ということで高卒と同等と認められながらも、そこに通ってきている多くの生徒達に加入が認められなかつたという、高等専修学校が誕生してからの長い歴史のある格差問題である。今回、この保険制度の法改正があることから、会員校の意見を取りまとめ、今後の格差是正の推進を図りたいと考えている。

当時、全国の多くの会員校の加入希望があつたこと、また、愛知県の高等専修学校でおきた体育祭時の突然死の事故から、この格差是正の運動が始まった訳である。今回、突然の問い合わせだったためか、分からないと回答した学校も23.5%あった。しかし、加入を希望する（既に加入しているも含む）の明確に回答している学校でいえば、58.1%と、実に6割近くの学校が「加入を希望する（既に加入しているも含む）」と回答している。

16.0%の加入を希望しない学校、分からないと回答した23.5%の学校は、その理由としては、「すでに技能連携先で加入している」が最も多く、その他には「他の保険に加入している」、「保険料等の情報がないので判断できない」であった。

この状況については、この問題提起があつて20数年が経過するが、会員校への進捗情報の提供が十分でなかつたと当協会としても大きな反省点がある。

例えば、技能連携先の加入では、対象の連携授業のみで全てはカバーされない、他の保険では、災害共済給付より安い保険料で突然死への十分な対応は出来ない。

いずれにしても、これら4割の学校についても、その保険内容について詳細が周知され、災害共済給付への加入が認められると共に、当然のごとく災害共済給付へ移行していくものと考える。

高等学校等就学支援金が高等専修学校生にも当然適用されているのと同様、災害共済給付についても理屈抜きで高等専修学校生への加入が当然のこととして即座に認められるべきである。

3つ目の「学校評価・情報公開」についてだが、「問8. 自己評価を実施・公表していますか。」の「実施している」と回答した学校の合計が70.4%となり、本年度初めて7割を超えた。さらに、「ア実施し、かつ、公表している」の回答が47.5%と、わずか1年間で10%近く伸びていることは、自己評価に係る取組が全国の高等専修学校において着実に前進していることを示している。

この背景には、今年度より先導的試行として、文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」がスタートしたことが実施率のアップにつながつたと考えている。高等専修学校を併設する専門学校がこの「職業実践専門課程」の認定を受けるためには、学校関係者評価と情報公開が認定要件になっていることから、法人として対応することで自ずと高等専修学校も実施・公開につながつた訳である。

一方、現在自己評価を行っていない学校については、その理由として「要員が確保でき

ない」、「時間がない」、「実施方法が分からぬ」といった理由が大部分を占めている。

これに関しては、本協会としても可能な限りのバックアップをしていく必要がある。例えば、人員（時間）の確保等が困難なそれらの学校が第一段階として取り組めるよう、極力シンプルな自己評価の共通様式を本協会側で作成、配布し、学校側はその様式を使用してチェックだけすれば良いといった形で導入していき、その後少しづつ各学校独自の自己評価に修正・移行していく支援していくというのも一つである。

それと同時に、これについては実施するための人員の基となる「財源」の確保が、避けは通れない重大な問題である。事実、ある程度の財源（国や県からの補助金）を確保している私立高等学校や高等専修学校では大部分の学校が自己評価を行い公表している。

財源（国や県からの補助金）については、前述の不登校経験者、発達障がい等の多様な生徒達の受け皿として長年あり続けているという面にも着目する必要がある。もともと個別対応が必要となる多様な生徒達を、沢山お預かりし毎日通わせて教育していくためには当然必要な財源であり、あくまでも割合の話しになるが、例えば不登校、学力、発達障がいという切り口で高等専修学校の生徒達の特性を見ても、「一斉指導が可能な全日制高校」と「ひとりひとりに応じた支援体制が必要な特別支援学校」の中間くらいのきめ細かな指導を行っていく必要がある。それであるならば、同様に財源（国や県からの補助金）についても全日制高校と特別支援学校の中間に落ち着くのが至極当然と考えるが、現在、都道府県による格差が信じがたいほど大きく、さらに、比較的財源に恵まれている都道府県に於いても前述の額からは程遠い少ない財政支援が続いているのが現状である。

これに係る改善、全日制高校や特別支援学校と比較した格差是正は、文部科学省、都道府県主管課、全国高等専修学校協会、制度改善研究委員会が連携して推進していく必要があり、私たち全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会の重要な役割のひとつである。そして、それが改善され高等専修学校の存在が周知されることにより、今後益々増えていくであろう前述した多様な子供たちにとっても、基本的生活習慣の確立、基礎学力の定着、職業教育、出口指導と、ひとりひとりに応じた形で毎日しっかりと教育を受けられる、進化した日本の教育基盤が確立されることとなる。

<参考資料>

○大阪府、愛知県、東京都等における高等専修学校の授業料軽減制度について

■大阪府「私立高等学校等授業料支援補助金」制度

・平成 26 年度の新 1 年生から適用 標準授業料：580,000 円

年収のめやす（モデル世帯）	市町村民税所得割額（親権者合算）	就学支援金（国）	支援補助金（府）	合計	保護者負担
250 万円程度未満	0 円・生活保護・非課税	297,000 円	283,000 円	580,000 円	0 円
350 万円程度未満	51,300 円未満	237,600 円	342,400 円		
590 万円程度未満	154,500 円未満	178,200 円	401,800 円		
610 万円程度未満	162,900 円未満	118,800 円	461,200 円		
800 万円程度未満	251,100 円未満	118,800 円	361,200 円	480,000 円	100,000 円
910 万円程度未満	304,200 円未満	118,800 円	0 円	118,800 円	461,200 円
910 万円以上	304,200 円以上	0 円	0 円	0 円	580,000 円

■愛知県「私立高等学校及び私立専修学校高等課程の授業料軽減について

・私立専修学校（高等課程）【平成 26 年度入学生】

区分	補助額	左のうち国の就学支援金額	保護者の所得基準（父母の合算収入）
甲 1	30,100 円（年額 361,200 円）	24,750 円（年額 297,000 円）	生活保護又は市町村民税所得割額が非課税の世帯【年収 250 万円未満程度】
甲 2	30,100 円（年額 361,200 円）	19,800 円（年額 237,600 円）	市町村民税の所得割額 51,300 円未満の世帯【年収 350 万円未満程度】
乙 1	19,000 円（年額 228,000 円）	14,850 円（年額 178,200 円） 又は 9,900 円（年額 118,800 円）	市町村民税の所得割額 154,500 円未満の世帯【年収 590 万円未満程度】 又は 市町村民税の所得割額 163,500 円未満の世帯【年収 610 万円未満程度】
乙 2	13,500 円（年額 162,000 円）	9,900 円（年額 118,800 円）	市町村民税の所得割額 271,500 円未満の世帯【年収 840 万円未満程度】
その他	9,900 円（年額 118,800 円）	9,900 円（年額 118,800 円）	市町村民税の所得割額 304,200 円未満の世帯【年収 910 万円未満程度】

■東京都「私立高等学校等の授業料負担軽減制度」平成26年4月以降に入学

対象世帯	年収目安(4人世帯)	軽減額(年額)【授業料軽減助成金+就学支援金】
生活保護世帯	約250万円未満	429,000円
住民税が非課税又は均等割のみの世帯	約250万円未満	385,000円
住民税のうち区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯	約250万円～約350万円	365,200円
住民税のうち区市町村民税所得割額が18,900円に①と②の合計額を加えた額未満の世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	約250万円～約350万円	—
住民税が一定基準以下の世帯	約350万円～約590万円	281,600円
	約590万円～約760万円	222,200円
	約760万円～約910万円(授業料軽減助成金対象外)	118,800円
住民税が一定基準を超える世帯	約910万円～(授業料軽減助成金対象外)	

■神奈川県「私立高等学校等生徒学費補助金について」 1年生(平成26年4月1日以降に対象校に入学した生徒)

保護者等の市町村民税所得割額	世帯年収目安	授業料補助額	入学金補助額
生活保護世帯		年間123,000円	99,000円
0円(非課税)	250万円未満程度	年間123,000円	
51,300円未満	250万円から350万円未満程度	年間152,400円	
154,500円未満	350万円から590万円未満程度	年間121,200円	99,000円
207,900円未満	590万円から750万円未満程度	年間74,400円	
207,900円以上	750万円以上程度	対象外	

■埼玉県「埼玉県補助金 授業料等軽減補助」(県内高等専修学校 1年生用)

①平成 26 年度「市町村民税所得割額」が基準に当たる世帯

・市町村民税所得割額の基準額表 1

16 歳以上 19 歳未満扶養親族数					
16 歳未満扶養親族数		0 人	1 人	2 人	3 人
0 人	81, 300	92, 500	103, 600	115, 600	
1 人	102, 700	113, 700	129, 300	141, 900	
2 人	125, 400	138, 000	150, 600	163, 200	
3 人	146, 700	159, 300	171, 900	184, 500	

・市町村民税所得割額の基準額表 2

16 歳以上 19 歳未満扶養親族数					
16 歳未満扶養親族数		0 人	1 人	2 人	3 人
0 人	135, 300	142, 500	152, 300	163, 100	
1 人	155, 100	162, 300	173, 100	183, 900	
2 人	174, 900	183, 100	193, 900	204, 700	
3 人	194, 700	203, 900	214, 700	225, 500	

【例】16 歳未満 1 人、16 歳以上 19 歳未満 1 人を扶養親族として申告している場合、

市町村民税所得割額が 113, 700 円未満の方は基準額表 1、

113, 700 円以上 162, 300 円未満の方は基準額表 2 に該当します。

・補助金額

基準額（市町村民税所得割額）	補助金額（年額）
基準額表 1 の金額未満	297, 000 円－国際就学支援金受給額
基準額表 2 の金額未満	200, 000 円－国際就学支援金受給額

②生活保護世帯・家計急変世帯

補助金額（年額） 297, 000 円－国際就学支援金受給額

■千葉県「千葉県の就学援助制度 授業料减免制度」

・対象となる方

1 号：生活保護を受けている方

2 号：市町村民税【所得割】の額が、51, 300 円未満である方（年収 350 万円未満程度の世帯）

3 号：市町村民税【所得割】の額が、175, 500 円未満である方（年収 640 万円以下程度の世帯）

4 号：住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方

5 号：上記 2～4 号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）

・减免される額

减免の要件	减免内容
上記の 1 号・2 号に該当	授業料から就学支援金を除いた差額を免除
上記の 3 号～5 号に該当	授業料の 3 分の 2 から就学支援金を除いた差額を免除

【例】

・子どもは、高校3年生が1人、高校1年生が1人の計2人である。

・高校1年生の子どもが私立高校に入学しており、授業料は月3万円である。

⇒市町村民税所得割の額（保護者合算）により、以下の（1）～（4）に分かれます。

- (1) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が0円の場合（=就学支援金2.5倍加算該当、授業料減免2号該当により、授業料全額免除）→就学支援金（基準額分）9,900円、就学支援金（2.5倍加算）14,850円、授業料減免5,250円
- (2) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が51,300円未満の場合（=就学支援金2.0倍加算該当、授業料減免2号該当により、授業料全額免除）→就学支援金（基準額分）9,900円、就学支援金（2.5倍加算）9,900円、授業料減免10,200円
- (3) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が51,300円以上154,500円未満の場合（=就学支援金1.5倍加算該当、授業料減免3号該当により、授業料の3分の2を免除）→就学支援金（基準額分）9,900円、就学支援金（1.5倍加算）4,950円、授業料減免5,150円、保護者負担10,000円
- (4) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が154,500円以上175,500円以下の場合（=就学支援金加算なし、授業料減免3号該当）→就学支援金（基準額分）9,900円、授業料減免10,100円、保護者負担10,000円
- (5) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が175,501円以上304,200円未満の場合（=就学支援金加算、授業料減免共に該当せず）→就学支援金基準額分のみの支給となるため残額20,100円は保護者負担となります。

■兵庫県「私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度」

・平成26年度の県の単独補助について

- ① 生活保護世帯及び年収250万円未満程度（市町村民税所得割額0円）の世帯については、国の就学支援金と併せ、県内平均授業料（約379,000円）相当額を補助します。
- ② 年収250～350万円未満程度（市町村民税所得割額51,300円未満）の世帯については、40,000円を補助します。

・平成26年度の補助受給単価（年額）

保護者の所得区分	補助受給（軽減）額			
	区分	県内私立高校生	県外私立高校生 (京都府：県内私立高校生の2分の1)	県外私立高校生 (大阪府、岡山県、鳥取県：県内私立高校生の4分の1)
	新1年生	新1年生	新1年生	新1年生
生活保護世帯	県加算	82,000	41,000	20,500
	国	297,000	297,000	297,000
	合計	379,000	338,000	317,500
市町村民税所得割額0円（年収250万円未満程度）	県加算	82,000	41,000	20,500
	国	297,000	297,000	297,000
	合計	379,000	338,000	317,500

市町村民税所得割額	県加算	40,000	20,000	10,000
51,300 円未満（年収 350 万円未満程度）	国	237,600	237,600	237,600
	合計	277,600	257,600	247,600
市町村民税所得割額	県加算	0	0	0
154,500 円未満（年収 590 万円未満程度）	国	178,200	178,200	178,200
	合計	178,200	178,200	178,200
市町村民税所得割額	県加算	0	0	0
304,200 円未満（年収 910 万円未満程度）	国	118,800	118,800	118,800
	合計	118,800	118,800	118,800
市町村民税所得割額	県加算	0	0	0
304,200 円以上（年収 910 万円程度以上）	国	0	0	0
	合計	0	0	0

■福島県「私立専修学校就学支援事業」

- ・被生活保護世帯等における子弟の専修学校高等課程（大学入学資格付与校）進学の機会を保障し、公立高校と同条件で同学校を選択できるようにするために、被生活保護世帯等の生徒に対し学校が授業料を免除した場合、その免除額を補助する。

区分	金額
被生活保護	@94,000 円
準生活保護（災害・家計急変を含む）	@78,000 円

■長野県「私立高等学校授業料等軽減事業補助金」（平成 26 年度）

要件	授業料補助額（年額）		入学金補助額
	1 年生		
市町村民税所得割額の合計	0 円（非課税）	授業料年額（356,400 円を限度）から就学支援金を控除した額	全日制：24,500 円 通信制：14,800 円
	100 円以上 51,300 円未満	授業料年額（297,000 円を限度）から就学支援金を控除した額	
	51,300 円以上 154,500 円未満	授業料年額（178,200 円を限度）から就学支援金を控除した額	

■岐阜県「岐阜県と国が行う私立高校生等への就学支援制度」【平成 26 年 4 月以降の新入学生への補助金：給付金・返還を要しないもの（支給）】

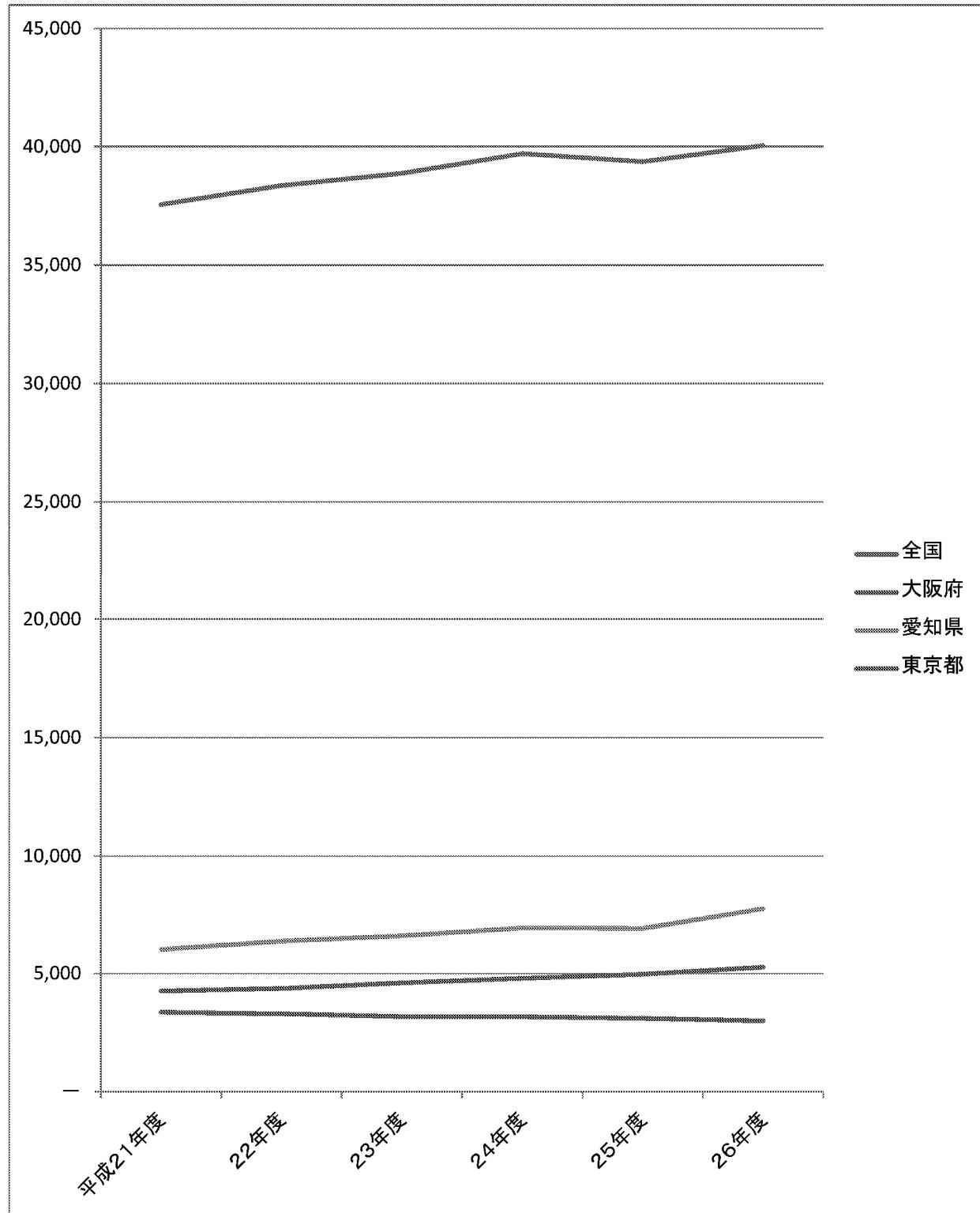
種類	国の制度	県の制度	県の制度（国補助）
	（1）私立高等学校等就学支援金【新制度】	（2）私立高等学校等授業料軽減補助金	（3）中途退学者学び直し支援補助金
内容	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費負担を軽減するための補助金	授業料に係る保護者の経済的負担の一部を軽減する補助金 *学校法人等が行う制度を一定基準で県が補助	高等学校等を退学した方が再び私立高等学校等で学び直す場合に、家庭の授業料負担を軽減するための補助金

対象	私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍	県内の私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍	
	生徒及び保護者の住所地を問わない	保護者が県内に在住	私立高等学校等就学支援金【新制度】と同じ
申請時期等	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要
補助の方法と申請時期	学校法人が代理受領し、授業料と相殺等	学校法人等が口座振込又は授業料請求を減額	学校法人が代理受領し、授業料と相殺等
要件等	<基本額:118,800円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が304,200円未満の場合 → 基本額のみ		<支給要件>※①～⑤全て満たす方 ① 高等学校等を卒業又は修了していない方 ② 高等学校等に在学した期間が36ヶ月を超える方 ③ 高等学校等を中退したことのある方 ④ 学び直し支援金の受給期間が通算24ヶ月未満の方 ⑤ 保護者の市町村民税所得割額が304,200円未満の方 <支給額>
	<加算額A 2.5倍加算: + 178,200円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が非課税の場合 → 基本額 + 加算額A=297,000円	<第1種:9,000円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が非課税の場合	月額授業料の場合は、就学支援金（新制度）と同様に、保護者の市町村民税所得割額により、就学支援金（新制度）と同額を支給します
	<加算額B 2倍加算: + 118,800円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が51,300円未満の場合 → 基本額 + 加算額B=237,600円	<第2種:51,300円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が51,300円未満の場合	
	<加算額C 1.5倍加算: + 59,400円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が154,500円未満の場合 → 基本額 + 加算額C=178,200円		

※上記の資料は、事務局が各都府県のHPを参考に作成したもので、文責は事務局

高等専修学校生徒数の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26-21増減	増減率
全国	37,548	38,349	38,865	39,698	39,359	40,048	2,500	6.7%
大阪府	4,253	4,361	4,601	4,788	4,967	5,262	1,009	23.7%
愛知県	6,059	6,412	6,633	6,965	6,937	7,775	1,716	28.3%
東京都	3,360	3,294	3,177	3,167	3,105	2,991	-369	-11.0%



<参考>

○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について

- ・ 現在、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況に関する全国的なデータはないが、いくつかの自治体では調査が行われている。例えば、チェックシート等を用いて実施した調査では、長野県（平成 20 年 8 月：全県立高校）で 1.37%、徳島県（平成 18 年 9 月：8 市 4 町の一部）で 2.6%、大分県（平成 20 年 11 月：全高等学校）で 1.0% の在籍率という結果となっている。
- ・ 小・中学校については、平成 14 年度の文部科学省の全国調査によれば、約 6% 程度の割合で通常の学級に発達障がいのある児童生徒が在籍している可能性が示されている。
- ・ この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障がい等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成 21 年 3 月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校 3 年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約 2.9% であり、そのうち約 75.7% が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約 2.2%であった。
- ・ 課程別では、全日制課程の推計在籍率 1.8% に比べ、定時制課程 14.1%、通信制課程 15.7% と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が 2.0%、専門学科が 2.6%、総合学科が 3.6% となっている。
- ・ このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約 2% 程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。

「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」より抜粋（平成 21 年 8 月 27 日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ）

○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果

平成 24 年 12 月 5 日、文部科学省は「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を発表。調査は、平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（標本児童生徒数は、小学校：35,892 人、中学校 17,990 人の合計 53,882 人）。調査結果は、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は 6.5%（小学校 7.7%、中学校 4.0%）という推定値となっており、平成 14 年調査（調査は 5 地域）とは調査の性格が異なることから、単純な比較はできないが、前回調査では 6.3% であった。

○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について

- 独立行政法人日本学生支援機構の「平成 24 年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障がいのある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」（平成 25 年 3 月）によると、平成 24 年 5 月 1 日現在、全国の大学、短期大学、高等専門学校における発達障がい学生（障がい学生とは：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）と定義）1,878 人であり、全学生数 319 万 9,905 人の 0.06%であった。
- 同調査によると、「視覚障がい」694 人、「聴覚・言語障がい」1,488 人、「肢体不自由」2,450 人、「病弱・虚弱」2,570 人、「重複」263 人、「発達障がい」1,878 人、「その他」2,425 人で合計 11,768 人（前年度 10,236 人）。障がい学生在籍率は 0.37%（同 0.32%）であった。

全専各連総発第130号
平成26年10月25日

高等専修学校
理事長・校長殿

全国高等専修学校協会
会長 清水 信一
制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

公印省略

「高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査」ご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会の事業に格別のご理解を賜りますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本調査は、高等専修学校振興のための必要措置及び予算要望の資料を収集する趣旨で実施いたしております。本年度の調査におきましては、「学校における保険制度について」を新たにお尋ねしております。本協会としては、過去に高等専修学校の体育活動中に突然死事故が発生し、現状の保険制度では救済されなかったため、高等学校と同様に（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付に、3年制の大学入学資格付与指定校を中心に加入を認めてもらうことを運動方針としてきました（同封資料「学校における保険制度について」をご覧ください）。

今後、高等専修学校は公的教育機関として、行政に対していろいろな要望等をする場合、調査・データ収集と理論武装が必要不可欠となります。就学支援金・不登校生徒・発達障がい等のある生徒、と並び、学校における保険制度につきましても、積極的なご回答をお願い申し上げます。

また、高等専修学校が、学校評価の実施およびその結果の公表を進めることは、社会的信頼性を高めるとともに、国や地方自治体に対して財政支援等を求めて行くうえでも、喫緊の課題となっております。昨年3月、文部科学省は「専修学校における学校評価ガイドライン」（文科省のHP（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/_icsFiles/afieldfile/2013/08/20/1332632_01_1.pdf）を公表いたしました。この中には、高等専修学校を対象とした自己評価項目の例示や情報提供ガイドラインも掲載しております。本協会として、高等専修学校における学校評価と情報公開の実施率を高め、諸施策への反映を促すためにも、アンケート調査のご回答とご協力を願う次第です。

高等専修学校で学ぶ生徒の為に、高等専修学校で教鞭をとる先生方の為にも、全ての会員校よりご回答いただけますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【調査提出】平成26年11月10日（月）までに必着で、本会にFAXをお願いいたします。

※本調査は本協会のHP（<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>）からもダウンロードできます。

* 本調査に関するお問い合わせ先

【担当】全国高等専修学校協会 柴田 e-mail:shibata@sgec.or.jp

TEL : 03-3230-4814 FAX : 03-3230-2688

平成 26 年度高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査・追加版

都道府県名 () 貴校名 ()
 分野 (工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養) (複数選択可)
 生徒数 (人: うち 1 年生 人) (生徒数は平成 26 年 5 月 1 日現在の数でご回答ください)
 記載者ご芳名 : E-mail アドレス ()

I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問 1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください (1 年生対象)。

① 年収 250 万円未満程度	生活保護世帯: 月額 9,900 円の支給限度額が 2.5 倍加算
② 年収 250~350 万円未満程度	生活保護に準じる世帯: 月額 9,900 円の支給限度額が 2.0 倍加算
③ 年収 350~590 万円未満程度	月額 9,900 円の支給限度額が 1.5 倍加算
④ 私立高等学校等奨学給付金	年額 38,000 円~138,000 円程度: 各都道府県により制度の詳細は異なる
⑤ 家計急変世帯等	その他、倒産、失職などによる家計急変世帯

区分	① 年収 250 万円未満程度 (2.5 倍加算)	② 年収 250~350 万円未満程度 (2.0 倍加算)	③ 年収 350~590 万円未満程度 (1.5 倍加算)	④ 私立高等学校等奨学給付金	⑤ 家計急変世帯等
人数	人	人	人	人	人

2・3 年生対象 (旧制度)

	① 生活保護世帯 (2 倍加算)	② 生活保護に準じる世帯 (1.5 倍加算)	③ 家計急変世帯
人数	人	人	人

問 2. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

母子・父子の一人親の生徒数	人	両親のいない生徒数	人
---------------	---	-----------	---

問 3. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

人

問 4. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数ならびに高校中退・既卒の生徒数も含め、お答えください。

※不登校生徒・・・中学校時代に不登校を経験していた生徒。不登校とは学校基本調査にある年間 30 日以上の欠席のこと。

※既卒の生徒・・・中学校を卒業して就職または上級校に進まなかった生徒。

	生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
全学年	人	人	人

問 5. 発達障がいのある生徒数について、お答えください。

※発達障がいのある生徒・・・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒

※支援・特別措置生徒・・・発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援(教育上の配慮等)を行っている生徒

学校全体の生徒数			平成 26 年度入学者数		
全学年生徒数 (=問 7)	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
人	人	人	人	人	人

II. 学校における保険制度について

問 6. 学校の管理下における生徒の災害等に対し、療養に要する費用等の救済を行う保険制度についてお尋ねします。同封資料「学校における保険制度について」をご覧ください。

本協会としては、過去に高等専修学校の体育活動中に突然死事故が発生し、保険制度では救済されなかったため、高等学校と同様に災害共済給付に高等専修学校（3年制の大学入学資格付与校を中心）の加入を認めてもらうことを運動方針としており、今後とも強く要望・運動を継続する所存です。実現するためには、具体的なデータの提供が求められるため、今回調査を行います。貴校として、災害共済給付に加入を希望しますか。加入を希望する場合は、加入希望者数を回答してください。また、この保険問題に関するご要望・意見等があればご記入ください。

ア. 加入を希望する →加入希望者数 _____人

イ. 加入を希望しない ウ. 分からない

※問7に関しては、問6でイ又はウを選択した場合のみ回答してください

問7. 加入を希望しない、又は分からない理由をご回答ください

III. 自己評価

問8. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない エ. その他（具体的に _____）

※問9に関しては、問8でアを選択した場合のみ回答してください

問9. 公表されている文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」の【高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例】(P42)に基づき、評価項目として設定しているかどうか、(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm)

A. Webサイト等により提供している	B. 入学案内・説明会において提供している	C. 求めに応じて提供している
---------------------	-----------------------	-----------------

の区分から、該当するもの全てを選び「1」を記入してください。(複数選択可)

項目	A	B	C
①教育理念・目的・人材育成像（学校の理念・目的・育成人材像は定められているか、等）			
②学校運営（目的等に沿った運営方針が策定されているか、等）			
③教育活動（目標の設定等、教育方法・評価等、資格試験、教職員）			
④生徒指導（基本的生活習慣の確立のための取組が行われているか、等）			
⑤特別活動（クラブ活動等特別活動を奨励、支援しているか、等）			
⑥学修成果（進学率や就職率の向上が図られているか、等）			
⑦生徒支援（生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか、等）			
⑧教育環境（施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、等）			
⑨生徒の受け入れ募集（中学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか、等）			

⑩財務（中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるのか、等）		
⑪法令等の遵守（法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、等）		
⑫社会貢献・地域貢献（学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか、等）		

※問 10～11 に関しては、問 8 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 10. 上記の項目の中で、貴校が実施している自己評価の項目として、重点的に取り組むことが必要な上位 5 つの項目についてご記入ください

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

問 11. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）

- ア. 大いに役立った イ. ある程度役立った ウ. あまり役に立たなかった
- エ. まったく役に立たなかった オ. 現状では判断できない（どちらともいえない）

問 12. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）

- ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった イ. 改善点が明確になった
- ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された エ. 教職員の改善への意識が喚起された
- オ. 生徒・保護者の意識が把握できた カ. 保護者との連携が促進された
- キ. 地域との連携が促進された ク. 生徒の学力の向上につながった
- ケ. 生徒の意識が変化した コ. その他（具体的に)

※問 13 は、問 8 でウを選んだ場合のみお答えください。

問 13. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からない イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない
- エ. 必要性を感じない オ. その他（具体的に)

IV. 学校関係者評価

問 14. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない エ. その他（具体的に)

※問 14 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 15. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください。
(複数選択 かつ 人数を記入)

ア.PTA 等の役員	イ.地域住民（保護者を除く）	ウ.関係団体・機関の構成員
エ.保護者（PTA 等の役員を除く）	オ.学識経験者	カ.他の高等専修学校の教職員
キ.中学校の教職員	ク.高等学校の教職員	ケ.地域企業、関連企業
コ.その他：具体的に		

※問 14 でウを選んだ場合に回答してください。

問 16. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からない イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない
- エ. 適当な学校関係者が確保できない オ. 必要性を感じない
カ. その他（具体的に)

V. 第三者評価

問 17. 第三者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない

問 17-2. 問 17 でア. イを選んだ場合に回答してください。

第三者評価機関の名称をご記入ください（ ）

VI. 教育活動情報の公開

問 18. 公表された「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」（同 P61）の各項目について情報提供を行っているかどうか、

A. Web サイト等により提供している	B. 入学案内・説明会において提供している	C. 求めに応じて提供している
----------------------	-----------------------	-----------------

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について下記の表に「1」を記入してください。
(複数選択可)

項目	A	B	C
①学校の概要（校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など）			
②目標及び計画（教育目標、経営方針、教育指導計画など）			
③各学科（コース）等の教育（定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など）			
④生徒指導・生活指導（方針・基準、取組状況）			
⑤キャリア教育等（キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況）			
⑥様々な教育活動（学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など）			
⑦教職員（教職員数・教職員の組織・活動）			
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援（入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など）			
⑨学校の財務（貸借対照表・収支計算書など）			
⑩学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など）			
⑪その他（学則、学校運営の状況に関するその他の情報など）			

ご協力ありがとうございます。

返却用FAX 03-3230-2688 へご送付ください。

※本調査は本協会の HP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkouyoukai.gr.jp/>) からもダウンロードできます。

学校における保険制度について

高等専修学校は、現状では日本スポーツ振興センターの災害共済給付加入が認められておりませんので、ほとんどの学校が学生生徒災害傷害保険を利用しております（なかには365日・24時間をカバーしている疾病補償型学生新補償制度を利用している高等専修学校もあります）。資料をご覧いただくとお分かりのように、両保険制度の最大の相違は、学校管理下における「突然死」を保険としてカバーできるかどうかという点にあります。学生生徒災害傷害保険は、損害保険なので生命に関する「突然死」をカバーすることはできません。日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校における保険制度としては、日本でたび一つ「生命保険」と「損害保険」をカバーできる保険制度です。特に、3年制の大学入学資格付与高等専修学校においては、体育活動も高等学校と同様に推進しております。したがいまして、高等学校と同様の救済措置を、保護者からも強く求められる状況にありますので、本協会として災害共済給付に加入を認められるよう運動方針としております。

団体名	保険制度	対象	加入者数	災害の種類	災害の範囲	給付金額	保険の対象範囲	保険料
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター	災害共済給付	小学校、中学 校、中等教育学 校、高等学校、 高等専門学校、 特別支援学校、 幼稚園、保育園	1707万人(該当 児童生徒数 1777万人の 96%が加入し ている)	負傷	学校管理下の事由 によるもので、療養 に要する費用	療養に要する医療 費の一一定額	学校管理下	高等学校 1840円 (年間)
				死亡	学校管理下の事由 による死亡	死亡見舞金2800万 円(通学中は1400 万円)		
				突然死	学校管理下で 運動と関連な くに発生	死亡見舞金1400万 円		
					学校管理下で 運動が起因誘 因で発生	死亡見舞金2800万 円(通学中は1400 万円)		
一般財団法人 職業教育・キャ リア教育財団	学生生徒災害 傷害保険	専修学校、各種 学校	24万人	負傷	学校管理下の事由 によるもので、療養 に要する費用	療養に要する医療 費の一一定額	学校管理下	900円(年間)
				死亡	学校管理下の事故 に直接因する死 亡	死亡保険金2000万 円(正課中以外は 1000万円)		
	疾病補償型学 生新補償制度	専修学校、各種 学校	2万2千人	負傷	治療費補償30万円を限度とする自己負担 額	365日・24時間		7000円(年間)
				死亡	学生の死亡補償150万円、葬祭補償80万 円、保証人の死亡葬祭補償50万円			

※この資料は、主要事項を比較するために概要のみ記載しております。詳細は、日本スポーツ振興センター <http://www.jpnsport.go.jp/planzen/saigai/taloid56/default.aspx> 職業教育・キャリア教育財団 http://www.wescc.or.jp/index_new.cgi のHPをご確認ください。

平成26年度 高等専修学校への都道府県の助成状況

県名	運営費補助 @…生徒一人あたり	設備費 補助	生徒へ の助成	授業料 軽減	本会員 校数	H25高等課程 生徒数	H24高等学校 助成状況
☆ 北海道	学校法人立指定校・技能連携校 @62,574 円 その他学校法人立 @39,542 円		○		5	1,259	340,757
☆ 青森	学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @27,250 円 非学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @12,324 円		○ ○		203	316,384	
岩手	学校法人立 @35,960 円				3	131	331,565
☆ 宮城	学校法人立指定校 1校60万円と @31,734 円 その他学校法人立 @19,735 円	○			1	47	311,366
秋田	学校法人立 @34,680 円		○			88	319,944
山形	学校法人立指定校・技能連携校 @70,399 円 学法立以外 @10,784 円		○ ○		3	46	342,165
☆ 福島	学校法人立指定校 @46,000 円 その他学校法人立 @22,500 円 非学校法人立指定校 @15,000 円 その他非学校法人立 @ 7,500 円		○ ○ ○		7	815	343,546
☆ 茨城	学校法人立 @60,000 円				1	653	330,843
栃木	学校法人立 専修学校及び各種学校総額 43,710千円				1	566	312,500
群馬	学校法人立・財団法人立指定校 @79,070 円 学校法人立・財団法人立非指定校 @19,710 円				2	240	347,098
☆ 埼玉	法人立 @75,710 円		○ ○		3	711	274,059
☆ 千葉	学校法人立 @166,251 円		○ ○		4	832	324,258
☆ 東京	学校法人立 @155,400 円 非学校法人立 @51,700 円 私立専修学校障害児教育事業費補助金(1) @392,000 円	○	○ ○		32	3,105	372,461
神奈川	学校法人立 @118,721 円 非学校法人立 @21,000 円		○ ○		7	1,966	288,335
☆ 新潟	学校法人立 @21,200 円		○ ○			132	327,198
富山	知事特認校加算 350万円 学校法人立 1校 100万円 学生生徒割 (専修学校総額) 470万円	○			1	182	340,029
石川	学校法人立指定校・非指定校含む @27,100 円	○	○			81	346,114
福井	学校法人立指定校 @45,000 円				2	124	337,037
山梨	学校法人立 (県内生) 1校50万円と @ 4,000 円 学校法人立 (県外生) 1校50万円と @ 2,000 円					87	338,560
長野	学校法人立 @46,440 円		○		3	227	310,454
☆ 岐阜	学校法人立技能連携校 @59,517 円		○ ○		6	859	335,744
☆ 静岡	学校法人立 @88,700 円	○			11	1,401	347,858
愛知	学校法人立 @130,200 円 非学校法人立 1校978,600 円		○ ○		27	6,937	303,520
☆ 三重	学校法人立指定校 1校15万円と @28,030 円 学校法人立非指定校 @18,630 円		○ ○		2	674	315,585
滋賀	学校法人立技能連携校 @80,000 円		○ ○		1	93	318,000
京都	学校法人立 (修業年限3年以上) 1校 270万円 学校法人立 (修業年限3年未満) 1校 230万円 複数学科加算分 1学科 55万円	○			1	626	335,078
☆ 大阪	学校法人立 @302,624 円	○	○ ○		23	4,967	273,240
☆ 兵庫	学校法人立指定校 @162,000 円 学校法人立 1校 150万と @34,000 円 学校法人立 @30,000 円	○			18	1,664	339,417
奈良					9	473	320,500
和歌山		○				101	328,030
鳥取	(専修学校全体) 16校 総額 1,424万7千円 (そのうち、技能教育施設) 4校 総額 8,596万5千円		○		6	311	466,569
☆ 島根	学校法人立指定校 @101,719 円 学校法人立非指定校 @22,000 円	○	○ ○			139	299,034
岡山	学校法人立 @36,000 円	○	○		3	252	297,185
広島	学校法人立 (3年制) @70,000 円		○		5	1,304	340,762
山口	学校法人立指定校 @21,160 円		○ ○		1	633	337,500
徳島			○ ○		1	197	328,739
香川			○			196	322,668
愛媛			○			290	310,258
高知	学校法人立 @21,160 円		○		2	65	322,258
福岡	学校法人立指定校 @22,500 円	○	○		3	2,801	335,428
佐賀	学校法人立 @11,262 円	○	○		3	771	344,033
長崎	学校法人立 @6,300 円					475	336,878
熊本	学校法人立指定校 @15,000 円		○		5	871	316,742
大分						450	320,024
宮崎	学校法人立 @183,785 円	○	○		2	594	309,114
鹿児島	(学校法人立専修学校全体) 総額 3,322万1千円				3	140	320,274
☆ 沖縄	学校法人立指定校 @ 55,000 円		○		2	580	314,260

(1) 交付年度5月1日現在障害児が在籍。

(☆印は前年度比単価等が増額した都道府県)

H26会員校数 209 H24生徒数 39,359 全国平均額 327,519

全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会 名簿

全国高等専修学校協会

会長 清水 信一 東京都 武蔵野東高等専修学校

制度改善研究委員会

委員長	大岡 豊	兵庫県	大岡学園高等専修学校
副委員長	小川 明治	愛知県	名古屋工学院専門学校
委員	細谷 祥之	茨城県	細谷高等専修学校
委員	小倉 基宏	群馬県	専門学校群馬自動車大学校
委員	大竹 嘉明	東京都	大竹高等専修学校
委員	渡辺 正司	東京都	武蔵野東高等専修学校
委員	対馬 伸二	神奈川県	生蘭高等専修学校
委員	岩谷 大介	神奈川県	岩谷学園高等専修学校
委員	小寺 克一	大阪府	近畿情報高等専修学校

平成26年度
高等専修学校の就学支援金・学校評価等
に関するアンケート調査
報告書

発行日 平成27年2月

発行 全国高等専修学校協会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
(私学会館別館)
電話 03-3230-4814

<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>

